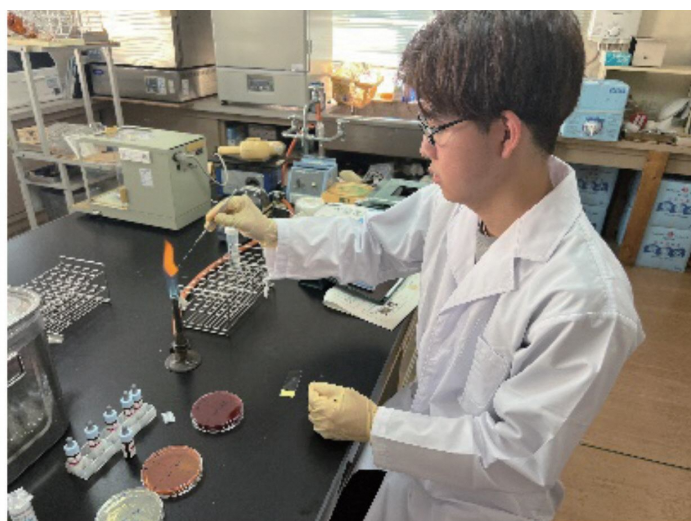




第166号
2026年 秋号

家畜衛生情報



県南家保に研修生が来ました！

県南家畜保健衛生所 (長崎県島原振興局農林水産部 衛生課、防疫課)

〒859-1415 長崎県島原市有明町大三東戊908-1

TEL : (0957)68-1177 (休日、夜間も転送電話対応)

FAX : (0957)68-2056

Eメールアドレス: s11340@pref.nagasaki.lg.jp

県南家畜保健衛生所 長崎県

🔍 検索

【県南家保HP】

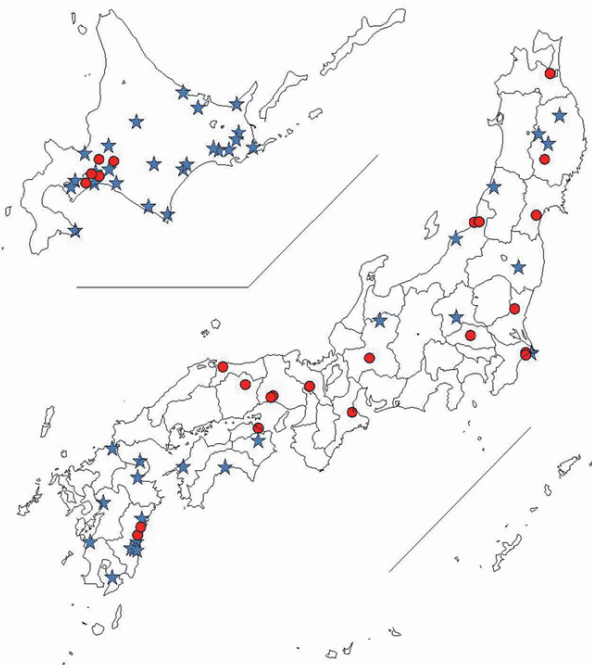


令和7年シーズンの鳥インフルエンザ疫学調査報告

昨シーズンの鳥インフルエンザは、地域に偏りなく発生が見られ、**16道府県24事例**、**約576万羽**が殺処分の対象となりました。うち8事例は再発農場であり、3度目の発生農場も2事例ありました。また、20万羽以上の大規模農場での発生が12事例あり、殺処分羽数の87.1%を占めました。

令和7年シーズンの発生状況

● 家きん
★ 野鳥・環境試料



過去シーズンとの比較

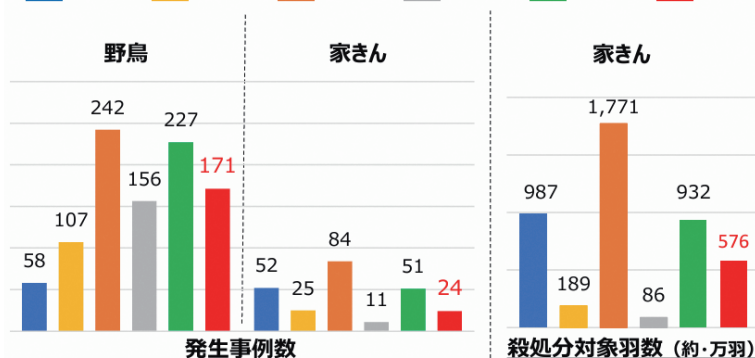
(1) 初発、最終確認日

		R2シーズン	R3シーズン	R4シーズン	R5シーズン	R6シーズン	R7シーズン
野鳥	初発	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日	9月30日	10月15日
	最終確認	3月3日	5月14日	4月20日	4月30日	6月17日	
家きん	初発	11月5日	11月10日	11月28日	11月25日	10月17日	10月22日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日	2月1日	

(注) 野鳥の日付は回収日

(2) 発生事例数（野鳥、家きん）、殺処分対象羽数

■: R2シーズン ■: R3シーズン ■: R4シーズン ■: R5シーズン ■: R6シーズン ■: R7シーズン

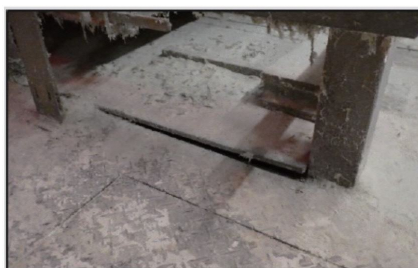


(注) 野鳥における発生事例数は環境省HP参照

令和8年7月に公表された疫学調査報告書で、発生を踏まえた9つの提言が示されました。そのうち、重要課題として示されたのが、「**小動物の侵入防止対策**」「**野鳥誘引防止対策**」です。

周辺に渡り鳥が飛来するような水辺がある場合は最もリスクが高くなりますが、令和7年1月の愛知県知多地域での連続発生では、カラス類が関与している可能性が指摘されています。カラス類は、生きているカラス間で直接感染が起きているのではなく、**死亡や衰弱した鳥類や哺乳類を食べることによって鳥インフルエンザに感染する機会が多く**、集団ねぐらで群内にウイルスを伝播、循環させている可能性があります。

農場近隣の不要な樹木の除去、ため池の水抜き、テグスの設置等、**地域内の農場が一体となって野鳥の誘引防止対策を実施し**、農場へのウイルス侵入機会を減らすことが重要です。



▲ 除糞ベルトの床面開口部の蓋の隙間



▲ 堆肥舎内のスズメ・糞



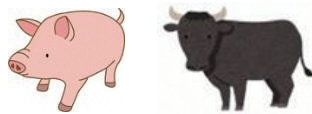
▲ 発生農場に設置した無人カメラに、ネコ・ネズミが多数撮影された

また、上記のほか、飼養衛生管理の徹底のため、特に見直すべきポイントが挙げられています。農場で不足している対策がないか、今一度ご確認をお願いします。

- ① 衛生管理区域に入場する全員が確実に衛生対策を実施できる**動線設計**を行う
- ② **裏口から家きん舎に出入りする場合**にも、手指の洗浄・消毒、長靴の交換を実施する
- ③ **定期的な勉強会等**により、全ての従業員・外部事業者へ規則の定着を図る
- ④ **ネズミ**を定期的かつ継続的に駆除する

韓国で口蹄疫とランピースキン病が発生

韓国では令和8年1月に9か月ぶりに口蹄疫が発生して以降、2月、7月、9月と発生が相次いでいます。また、ランピースキン病においても令和8年7月に発生が確認されて以降、韓国内で感染の拡大が認められています。口蹄疫、ランピースキン病ともに、国内への侵入リスクは依然として高い状況です。牛飼養者、豚飼養者の皆様におかれましては、日頃からの発生予防の徹底をお願いします。



☆ランピースキン病

忠清南道
最新発生日：2026年8月7日
発生件数：1件
感染頭数：7頭

全北特別自治道
最新発生日：2026年8月26日
発生件数：3件
感染頭数：13頭
※ 2026年における初発日：7月10日

全羅南道
最新発生日：2026年8月21日
発生件数：5件
感染頭数：11頭
※ 2026年における初発日：7月31日

※農林水産省 HP
を基に作成



○口蹄疫

仁川広域市 (1件)
2026年1月30日
江華郡 牛：1件 (O型)

京畿道 (2件)
2026年2月20日
高陽市 牛：1件 (O型)
2026年2月28日
高陽市 牛：1件 (O型)

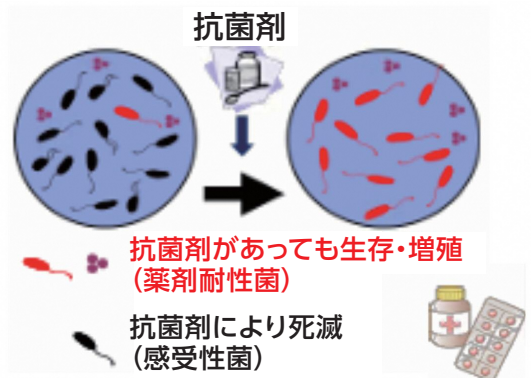
慶尚北道 (8件)
2026年7月3日
醴泉郡 豚：1件 (O型)
牛：5件 (O型)
2026年9月2日※
醴泉郡 牛：2件 (血清型確認中)

全羅南道 (19件)
2025年3月13日 (確定日は14日)
麗川郡 牛：1件 (O型)
2025年3月14日 (確定日は15日)
麗川郡 牛：3件 (O型)
2025年3月15日 (確定日は16日)
麗川郡 牛：1件 (O型)
2025年3月17日
麗川郡 牛：3件 (O型)
2025年3月18日
麗川郡 牛：2件 (O型)
2025年3月19日
麗川郡 牛：1件 (O型)
2025年3月20日
麗川郡 牛：2件 (O型)
2025年3月23日
麗川郡 牛：1件 (O型)
2025年4月10日
麗川郡 豚：2件 (O型)
2025年4月12日
麗川郡 豚：2件 (O型)
2025年4月13日
麗川郡 豚：1件 (O型)

- ☐ 関係者以外の立入を制限しましょう
- ☐ 農場の出入り時は、専用の靴・衣服を着用し、手指を消毒するとともに、持ち込む物品や出入りする車両の消毒を徹底しましょう
- ☐ 畜舎の出入り口に専用の靴や踏込消毒槽を設置しましょう
- ☐ 口蹄疫が発生している国への渡航は可能な限り控えるとともに、これらの国からの郵便物等は衛生管理区域に持ち込まないようにしましょう
- ☐ 疑わしい症状があれば直ぐに通報しましょう

抗菌剤の適正・慎重使用を徹底しましょう

- 薬剤耐性菌とは、「本来効果のある抗菌剤が効きにくくなった若しくは効かなくなった細菌」です。
- 薬剤耐性菌は、抗菌剤の使い過ぎなどにより増加します。
- 家畜への抗菌剤の使用により増加した薬剤耐性菌が、家畜の治療を困難にするだけでなく、畜産物等を介して、人の感染症の治療を困難にすることが懸念されています。



畜産関係者が連携して、**抗菌剤の慎重使用を徹底すること等**が求められています。具体的には、下記の3点が対策の基本になります。

- ①飼養衛生管理の徹底やワクチンの使用により、感染症を減らすことで、抗菌剤の使用機会を減らす
- ②抗菌剤の使用を真に必要な場合に限定する
- ③薬剤感受性試験などを行い、有効な抗菌剤を選択する

≪その他の慎重使用の具体的な取組≫

- ・過去の感染症の発生状況を確認し、原因菌を特定しましょう。
- ・フルオロキノロン等の第二次選択薬を最初の治療から使用するのは避けましょう。
- ・感染症や薬剤耐性菌の状況などに関する情報を、関係者間で共有しましょう。

豚熱発生時の選択的殺処分の基本的な考え方について

令和8年5月に家畜伝染病予防法が改正され、ワクチン接種地域においては豚熱発生時の殺処分範囲の見直しを行い、まん延防止のために必要な豚のみを殺処分とする選択的殺処分が導入されました。基本的な考え方は以下のとおりです。

1. 殺処分の範囲

県が、国と協議の上、決定。

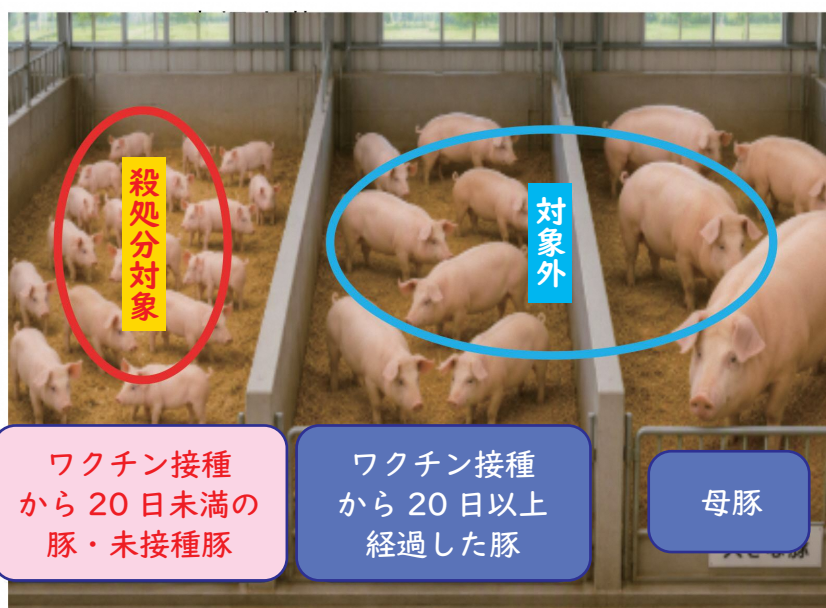
- ① ワクチン免疫が成立していない豚
(未接種・接種後20日未経過・発育不良)
※3回目の消毒完了後に生まれた子豚を除く
- ② 症状が認められ、PCR陽性となった豚
- ③ その他家畜防疫員が必要と判断した豚
 - ・ワクチンが適切に接種されていない
⇒全頭殺処分対象
 - ・感染が局限していない
(農場内にウイルスが広範囲に浸潤)
⇒繁殖豚を除く全頭を殺処分対象

2. 防疫措置

- (1) 拡散状況確認検査
全頭について臨床検査を実施
異常豚についてPCR検査等を実施
- (2) 殺処分等・消毒
殺処分は1週間以内を目途に実施
消毒は1週間間隔で3回実施

3. 監視プログラム

- 移動制限と毎日の報告徴求により監視
(監視期間：約3か月)
- 消毒完了後(発生から約3週間後)
症状のない豚は以下が可能
 - ・と畜場出荷
 - ・子豚の肥育農場への移動



選択的殺処分は適切なワクチン接種があってこそ成り立つ防疫対策です。被害の拡大を防ぎ、地域の養豚産業を守るため、**適時・適切なワクチン接種の遂行**をお願い致します。

家畜人工授精師の皆様へ

精液及び受精卵の譲受の際の注意事項

- ① 精液及び受精卵の譲渡は、家畜人工授精所で保存しているもののみ可能です。
譲受の際は、譲受元が家畜人工授精所の開設許可を有していることを確認しましょう！
- ② 家畜人工授精所の開設者は、精液及び受精卵を譲受、譲渡、廃棄又は亡失したときは、遅滞なく、譲渡等記録簿(別記様式第24号)に記載し、10年間保存しなければなりません。

家畜人工授精所を開設していなくても、譲受の際は、譲受元が家畜人工授精所の開設許可を有していることを、譲渡等記録簿(別記様式第24号)又は自己様式を用いて記録を残し、10年間保存するように努めましょう！
- ③ 譲渡・譲受の際は、精液(受精卵)証明書の裏面の「譲渡・経由の確認」欄に記載が必要です。
 - ・譲渡者は、譲渡の際、住所、氏名、譲渡年月日、譲受者の住所、譲受者の氏名を記入します。
 - ・譲受者は、譲受の際、「譲渡・経由の確認」欄の自己の住所・氏名に誤りがないか確認し、譲受年月日を記入しましょう。



牛の空胎日数短縮に向けて、 妊娠鑑定・フレッシュチェックを習慣化しましょう！

繁殖農家の皆さんは妊娠鑑定は行われていますか？

自身の観察眼だけを頼りに、発情回帰がないので妊娠と思っていた牛が、分娩予定日間近になっても兆候が表れず空胎だった経験をされた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

観察の徹底は言うまでもないことですが、近年は発情兆候がわかりづらい牛が増えたとの話も聞きますので、授精から40日経ったら妊娠鑑定を受けることをお勧めします。

また、分娩と授乳の影響で母体の体調が変化し、分娩後の再受胎に苦勞するケースも見られます。しかし、分娩後40日目頃に子宮・卵巣を触診するフレッシュチェックは、生殖器の回復状態を把握し、母牛の栄養状態や発情回帰の目安を知ることができるので飼養管理を行う上でとても有益です。特に、この頃までに発情回帰が見られなかった牛は、獣医師に一度診てもらうようにすることをお勧めします。



新規種雄牛が登場しました

肉用牛改良センターから新たに3頭の種雄牛が登場しました。いずれも枝肉重量・肉質に優れた成績を収めました。生産者の皆様には、積極的に活用いただくことで、これらの種雄牛を育てていただきたいと思います。

大島楓

(勝乃幸－平茂晴－安福久)



BMS.No.11.1
枝肉重量563.3kg

日本晴

(茂晴花－平茂晴－安福久)



BMS.No.10.5
枝肉重量500.0kg

厚太郎

(金太郎3－百合茂－平茂晴)



BMS.No.10.0
枝肉重量533.3kg

試験種付け(現場後代検定材料牛取得交配)にご協力ください

令和7年度に選抜された種雄牛候補の試験種付けが今年度実施されます。このうち JA 島原雲仙管内は以下のとおり計画されていますので、生産者の皆様のご協力をお願いします。

種雄牛候補	血統	生産地	交配期間	サブセンター	交配計画頭数
勝三福	勝乃幸－金太郎3－安福久	壱岐市	R8.11.16～12.31	西部	21
				南部	14
嘉津男	幸男－勝乃幸－平茂晴	松浦市	R9.1.1～2.15	西部	18
				南部	9

死亡家畜の適正処理について

畜産業から排出される動物の死体は産業廃棄物です。家畜の飼養者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」及び「化製場等に関する法律（化製場等法）」に従い、家畜の死体を適切に処理しなければなりません。死亡畜は必ず死亡畜の処理・運搬業者へ連絡し、適切に処理してください。

- ① 死体は自己所有地であっても埋却してはいけません。不法投棄にあたり、廃掃法と化製場等法違反になります。
- ② 子畜や胎子であっても埋却してはいけません。
- ③ 堆肥舎で糞尿と一緒に堆肥化してはいけません。化製場等法違反になります。死体を肥料や飼料等に再利用する化製処理は、許可がある「化製場」でしか行えません。
- ④ 運搬の際にはブルーシート等で死体や荷台を覆い、漏出防止対策もしっかりと行いましょう。

また、家畜及び家きんの死体を堆肥舎などに放置することは、農場内へ野生動物を誘引し、野生動物に付着した病原体が衛生管理区域外から区域内へ侵入すること及び病原体を外部に持ち出すことにつながります。疾病のまん延防止の観点からも、このような不適切な処理が行われることがないように、お願いします。

電子指示書システム操作講習会について

農林水産省では、畜産分野における動物用医薬品の投薬業務をデジタル化する「電子指示書システム」を令和7年4月から運用しています。本システムにより、獣医師による指示書の発行から販売店での受領、生産者による購入・投薬管理までを電子化でき、投薬情報の効率的な管理や集計・分析が可能となります。

このたび、獣医師、生産農家、動物用医薬品販売店を対象に、オンラインによる操作講習会が開催されます。講習会では、システムの概要やログイン方法、基本操作、集計機能の活用方法などを学ぶことができます。講習会は令和8年9月から令和9年2月まで開催予定です（獣医師・生産農家各7回、販売店3回）。参加希望者は当所に問合せください。

電子指示書システムの利用申請を
お考えの方はこちら→
（農林水産省 HP）



県南家保に研修生が来ました

当所では、8月17日(月)から21日(金)までの期間、獣医学を専攻する大学3年生1名を対象に行政体験研修を実施しました。（表紙に写真掲載）

研修では生産性向上のための牛の繁殖検診や鶏の鳥インフルエンザモニタリング検査、細菌検査などの家保業務のほか、農林技術開発センター畜産研究部門や食肉衛生検査所の業務、家畜市場の視察も行いました。また、島原半島の自然や食にも少し触れていただきました。

研修生は、慣れない環境の中でも熱心に取り組み、積極的に質問する姿が見られました。また、「様々な行政の仕事を体験することができ、有意義な研修であった」といった感想が寄せられました。

今回の研修で経験したことや感じたことが、将来の進路を考えるうえで参考になれば幸いです。

最後に、研修生受け入れに協力いただきました農場及び関係機関の皆様にご心よりお礼申し上げます。誠にありがとうございました。

休日・夜間の連絡先について

県南家保の休日・夜間の緊急連絡は 0957-68-1177 をお願いします。0957-68-1178 への電話は職員には転送されませんので、お間違いのないようお願いいたします。

また、携帯電話等に登録されている電話番号について、今一度、ご確認をお願いします。